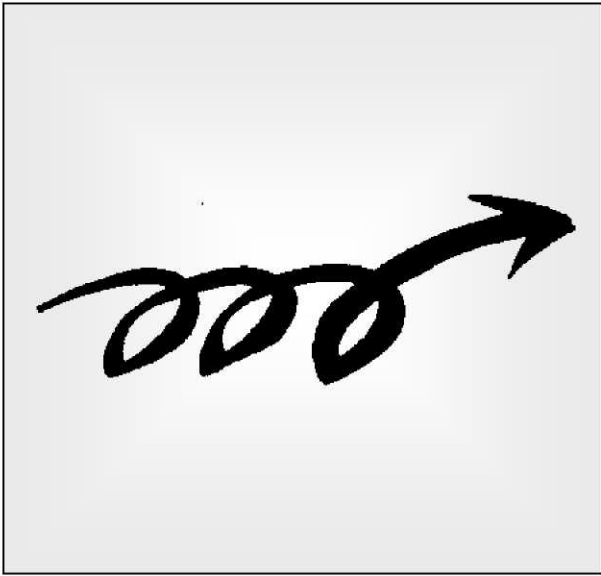


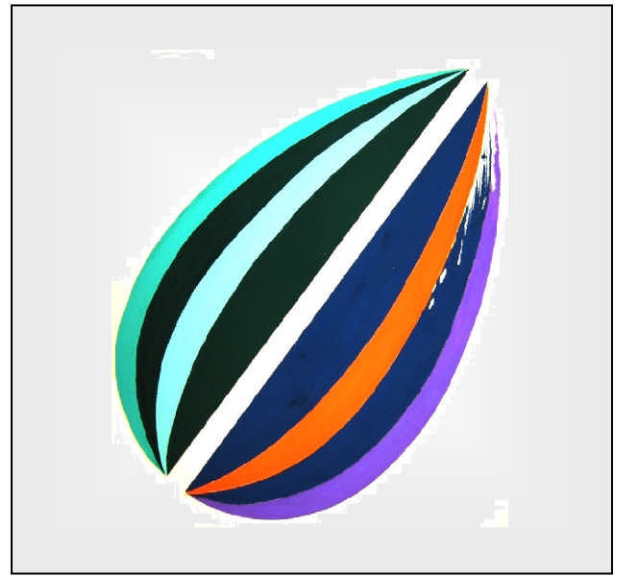
令和8年度

## 豊田市区長会 第4回 役員会



区長会シンボルマークの趣旨

このシンボルマークは、「人づくり・まちづくり・幸せづくり」をひとつひとつの輪に託し、心を合わせて伸びていくことを表現しています



市民の誓いシンボルマークの趣旨

「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の5項目を明るいラインで表し、実践活動を通して、わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって育て伸ばそう」という意味を表しています。このシンボルマークは、市の花「ひまわり」のなかに5つの誓いを5本の指で表現しています。

日 時 令和8年6月24日（水） 14：00～

場 所 市役所 南庁舎5階 南51会議室

# 次 第

【司会 加藤副会長／場所 市役所南庁舎5階 南51会議室】

## 1 豊田市民の誓い唱和

深津書記

## 2 会長 挨拶

## 3 豊田警察署 報告・説明

ページ

1	犯罪発生状況・交通事故発生状況について		—	別紙
	報告内容	・別紙のとおりです。		
2	警察署と地区区長会との連携について		—	別紙
	依頼内容	・地区区長会日程の確認を行い修正があれば区長会事務局へご連絡ください。		

## 4 区長会 報告・確認・協議事項

ページ

1	第45回豊田マラソン大会の協力について		—	1
	報告内容	・豊田マラソン大会への名義協力についてです。		
2	旅費及び参加者負担金に関する規程の改正について		—	2
	報告内容	・視察に関する規約を改定します。 役員会の承認で決定いたします。		


## 5 共済会運営委員会 報告事項

ページ

1	今期見舞金の支給状況について		—	7
	報告内容	・状況は別紙のとおりです。 ・事故報告書等は早めに提出をお願いします。 ※事故報告書は原則5日以内です。すぐに事故報告書を提出できない場合は、事故後直ちに支所又は区長会事務局へご一報ください。		

## 6 豊田市等からの依頼・情報提供事項

### 資料番号

1	豊田市介護の職場体験事業のポスター掲示について	豊田市社会福祉協議会
	<p>依頼内容</p> <p>介護・障がいの福祉サービスの体験、見学を実施します。自治区の会館や集会所などへ掲示し周知にご協力お願いいたします。</p> <p>【連絡先】豊田市社会福祉協議会つながり応援課 電話：31-1294、FAX：33-2346 メール：v c @toyota-shakyo. jp</p>	
2	第58回豊田おいでんまつりの御案内及び第59回豊田おいでんまつりの開催時期について	産業振興課
	<p>情報提供</p> <p>①第58回豊田おいでんまつりの案内 ・6/24(水)区長会役員会にて地区(中学校区)ごとに入場券を地域交流課経由で配布 ②第59回豊田おいでんまつりの開催時期について ・来年度秋開催になることの周知</p> <p>【連絡先】産業振興課 電話：34-6641、FAX：35-4317 メール：sangyou-s@city.toyota.aichi.jp</p>	—
3	「令和7年度総務委員会 自治区の課題及び負担軽減策に関する検討結果」への回答について	地域交流課
	<p>情報提供</p> <p>「令和7年度総務委員会 自治区の課題及び負担軽減策に関する検討結果」について、別紙のとおり市からの回答を行います。</p> <p>【連絡先】地域交流課 電話：34-6629、FAX：35-4745 メール：chiikikouryu@city.toyota.aichi.jp</p>	—

## 7 7月区長便のお知らせ

．．． 8

## 8 その他

【第5回役員会】7月29日(水) 14:00～ 豊田市役所 南庁舎5階 51会議室



豊マ発第7号  
令和8年5月26日

豊田市区長会（市地域交流課）様

公益財団法人豊田市スポーツ協会  
会長 磯谷 裕司

第45回豊田マラソン大会の協力について（お願い）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当市のスポーツ振興に対し、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

前回ご協力いただきました第44回豊田マラソン大会は、7,131名の参加をもちまして、無事開催できましたことを大変感謝いたしております。

つきましては、今大会におきましてもご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1 協力事項 該当地区開催に伴う協力（名義協力）
- 2 事業概要 大会名 第45回豊田マラソン大会  
期 日 令和8年12月20日（日）  
会 場 豊田スタジアム  
コース 豊田スタジアムを拠点とする周辺道路10km、4km、2km
- 3 回 答 別紙承諾書を6月19日（金）までにメールで提出してください。（FAX可）
- 4 そ の 他 協力団体につきましては、団体名称をポスター等に掲載します。

以上

問合せ：豊田マラソン大会事務局（担当：塩沢）

〒471-0861 豊田市八幡町1-20 スカイホール豊田

公益財団法人豊田市スポーツ協会内

電話 0565-31-0451

FAX 0565-35-4773

E-mail [s-spokyo@toyota-sports.com](mailto:s-spokyo@toyota-sports.com)

旅費及び参加者負担金に関する規程 新旧対照表

旧	新
<p>(目的)</p> <p>第1条 豊田市区長会（以下、「区長会」という。）では、旅費及び参加者負担金の支出に関する内規を定め、情報公開を踏まえたより適正な会計の執行を図ることとする。</p> <p>(旅費)</p> <p>第2条 区長会は、総会もしくは役員会の承認を受けた視察事業を除き、会を代表して市外へ旅行する会員に、日当、運賃及び宿泊費を支給する。</p> <p>2 前項の日当及び宿泊費は、豊田市職員旅費条列で定める額とする。</p> <p>3 運賃は、実費とする。</p> <p>(参加者負担金)</p> <p>第3条 区長会は、総会もしくは役員会の承認を受けた事業に参加する会員に対し次の各号で定める個人負担額を超える分を負担する。</p> <p>(1) 宿泊をともなう場合 1事業につき 5,000円</p> <p>(2) 宿泊をともなわない場合 1事業につき 3,000円</p> <p>2 事務局職員として参加を求めた市の所管課職員等、前項にある以外の者の参加負担金は、実費相当額とする。ただし、役員・総務委員・4役視察研修会については、運賃を除く実費相当額とする。</p> <p>(食卓料)</p> <p>第4条 総会若しくは役員会の承認を受けた事業における食卓料は、次の各号で定める金額を上限の目安として、超過分を参加者の個人負担とする。(100円未満は切り捨て)。</p> <p>(1) 視察研修等 昼食1回につき1,500円、夕食1回につき5,000円</p> <p>(2) その他親睦を目的とした事業 昼食1回につき1,500円、夕食1回につき8,000円</p> <p>(その他)</p> <p>第5条 この規程に定めのない事項については、区長会と豊田市の協議により決定することとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 豊田市区長会（以下、「区長会」という。）では、旅費及び参加者負担金の支出に関する規程を定め、情報公開を踏まえたより適正な会計の執行を図ることとする。</p> <p>(旅費)</p> <p>第2条 区長会は、総会もしくは役員会の承認を受けた視察事業を除き、会を代表して市外へ旅行する会員に、日当、運賃及び宿泊費を支給する。</p> <p>2 前項の日当及び宿泊費は、豊田市職員旅費条列で定める額とする。</p> <p>3 運賃は、実費とする。</p> <p>(参加者負担金)</p> <p>第3条 区長会は、総会もしくは役員会の承認を受けた事業に参加する会員に対し、次の各号で定める個人負担額を超える分を負担する。</p> <p>(1) 宿泊をともなう場合 1事業につき 5,000円</p> <p>(2) 宿泊をともなわない場合 1事業につき 3,000円</p> <p>2 事務局職員及び前項にある以外の者の参加負担金は、実費相当額とする。ただし、役員・総務委員・4役視察研修会については、運賃を除く実費相当額とする。</p> <p>(食卓料)</p> <p>第4条 総会若しくは役員会の承認を受けた事業における食卓料は、次の各号で定める金額を上限の目安として、超過分を参加者の個人負担とする。(100円未満は切り捨て)。</p> <p>(1) 視察研修等 昼食1回につき2,000円（税抜）、夕食1回につき5,000円（税抜)</p> <p>(2) その他親睦を目的とした事業 昼食1回につき2,000円（税抜）、夕食1回につき8,000円（税抜)</p> <p>(その他)</p> <p>第5条 この規程に定めのない事項については、役員会により決定する。</p>
<p><b>【改正内容】</b></p> <p>1 第1条 「内規」を「規程」に変更</p> <p>3 第4条 昼食代の上限を2,000円</p> <p>4 第5条 「役員会」による決定に変更</p> <p>2 第3条 事務局職員及び…に変更</p> <p>(税抜)に変更、夕食代も(税抜)に変更</p>	

## (改正案)

### 旅費及び参加者負担金に関する規程

#### (目的)

第1条 豊田市区長会（以下、「区長会」という。）では、旅費及び参加者負担金の支出に関する規程を定め、情報公開を踏まえたより適正な会計の執行を図ることとする。

#### (旅費)

第2条 区長会は、総会もしくは役員会の承認を受けた視察事業を除き、会を代表して市外へ旅行する会員に、日当、運賃及び宿泊費を支給する。

- 2 前項の日当及び宿泊費は、豊田市職員旅費条例で定める額とする。
- 3 運賃は、実費とする。

#### (参加者負担金)

第3条 区長会は、総会もしくは役員会の承認を受けた事業に参加する会員に対し、次の各号で定める個人負担額を超える分を負担する。

(1) 宿泊をとまなう場合 1事業につき 5,000円

(2) 宿泊をとまなわない場合 1事業につき 3,000円

- 2 事務局職員及び、前項にある以外の者の参加負担金は、実費相当額とする。ただし、役員・総務委員・4役視察研修会については、運賃を除く実費相当額とする。

#### (食卓料)

第4条 総会若しくは役員会の承認を受けた事業における食卓料は、次の各号で定める金額を上限の目安として、超過分を参加者の個人負担とする。(100円未満は切り捨て)。

(1) 視察研修等 昼食1回につき2,000円(税抜)、夕食1回につき5,000円(税抜)

(2) その他親睦を目的とした事業 昼食1回につき2,000円(税抜)、夕食1回につき8,000円(税抜)

#### (その他)

第5条 この規程に定めのない事項については、役員会により決定する。

#### 付 則

この規程は、平成12年9月1日から施行する。

#### 付 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和8年6月〇〇日から施行する。

## (現内規)

# 旅費及び参加者負担金に関する規程

### (目的)

第1条 豊田市区長会（以下、「区長会」という。）では、旅費及び参加者負担金の支出に関する内規を定め、情報公開を踏まえたより適正な会計の執行を図ることとする。

### (旅費)

第2条 区長会は、総会もしくは役員会の承認を受けた視察事業を除き、会を代表して市外へ旅行する会員に、日当、運賃及び宿泊費を支給する。

- 2 前項の日当及び宿泊費は、豊田市職員旅費条例で定める額とする。
- 3 運賃は、実費とする。

### (参加者負担金)

第3条 区長会は、総会もしくは役員会の承認を受けた事業に参加する会員に対し次の各号で定める個人負担額を超える分を負担する。

- (1) 宿泊をとまなう場合 1事業につき 5,000円
- (2) 宿泊をとまなわない場合 1事業につき 3,000円
- 2 事務局員として参加を求めた市の所管課職員等、前項にある以外の者の参加負担金は、実費相当額とする。ただし、役員・総務委員・4役視察研修会については、運賃を除く実費相当額とする。

### (食卓料)

第4条 総会若しくは役員会の承認を受けた事業における食卓料は、次の各号で定める金額を上限の目安として、超過分を参加者の個人負担とする。（100円未満は切り捨て）。

- (1) 視察研修等 昼食1回につき1,500円、夕食1回につき5,000円
- (2) その他親睦を目的とした事業 昼食1回につき1,500円、夕食1回につき8,000円

### (その他)

第5条 この規程に定めのない事項については、区長会と豊田市の協議により決定することとする。

### 付 則

この規程は、平成12年9月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

## 第 4 回 運 営 委 員 会

### 1 見舞金の支給について

該 当 期 間	今期支給状況		前年同期状況	
	件数	支給額（円）	件数	支給額（円）
6月1日～6月30日	4	43,000	0	0
4月1日～6月30日	8	766,000	3	64,000
1件あたりの平均支給額	—	95,750	—	21,333

### 2 5月の見舞金支給の内容

No.	自治区名等	見舞金額（円）	行事名等	傷害の内容等	発 生 状 況
1	大島町	17,000	自治区内清掃	右眼瞼挫創	草刈り機を肩にかけて移動する際、地面の穴に足がとられ転倒。草刈り機のハンドルに眼があたり負傷
2	百々	13,000	自治区役員会	頭部外傷	自転車で向かう途中急ブレーキを掛けて転倒。頭部から出血し負傷
3	本地新田	6,000	ふれあい運動会	脳震盪	大玉送りの玉が顔面に当たり転倒。頭部を打撲し負傷
4	本 地	7,000	駐車場草刈り作業	蜂刺傷	草刈り作業中イチジクの木に潜んでいた蜂に刺され負傷

### 3 賠償金の支給について

該 当 期 間	今期支給状況		前年同期状況	
	件数	支給額（円）	件数	支給額（円）
6月1日～6月30日	1	244,019	1	38,192
4月1日～6月30日	1	244,019	1	38,192

### 4 6月の賠償金支給の内容

No.	自治区名等	賠償金額（円）	行事名等	賠償の内容
1	貝津町	244,019	春の環境美化活動	草刈り機で除草作業中、跳ねた石が近くに止まっていた車のサイドウインドガラスを破損した

【問合せ先】 区長会事務局 中山 電話 34-6629

# 7月区長便送付文書一覧

※[区長会ホームページ](https://www.toyota-kuchokai.org) (https://www.toyota-kuchokai.org) でも、資料を掲載しています。

No.	文書名	担当課	電話	種類	送付先
1	令和9年度 自治区補助金要望書	各支所、地域交流課	34-6629 ほか	提出	藤岡・藤岡南 小原・足助 下山・旭・稲 武地区以外の 自治区
2	「交通安全市民会議ニュース7月号」他	交通安全防犯課	34-6633	配付	全自治区
3	そえぎ	こども・若者政策課	34-6630	配付	全自治区
4	違反開発防止に向けたポスター掲示	開発調整課	34-6744	配付	全自治区
5	ぼらんていあだより（希望者のみ回覧）	社会福祉協議会	31-1294	回覧 配布	旧市内自治区
6	豊田市介護の職場体験ポスター	社会福祉協議会	31-1294	配付	全自治区
7	要覧ふれあい	社会福祉協議会	34-1131	配付	下山地区以外 の自治区
回 覧 1	「防犯あいち」及び「防犯ポスター」	防犯協会連合会	33-7201	回覧 配付	豊田警察署 管内の自治区

※区長便の空袋は、翌月配達時に回収いたしますのでご協力ください。

- ・ 区長便の空袋は、配達員へ手渡し、区長便箱へ入れておいていただくか、お近くの支所へお渡しください。
- ・ 区長便袋には、送付文書を残さず、必ず空にしてください。  
(提出物などを入れないようにお願いします。)

【地域交流課】 電話：(0565) 34-6629 FAX：(0565) 35-4745  
メール：chiikikouryu@city.toyota.aichi.jp



# 豊田市民の誓い

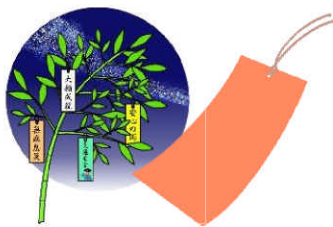
わたくしたちは、七州しちしゅうをのぞむ美しい山河うつくさんがにかこまれ、  
輝かしい衣かがやの里ころもの歴史さとと伝統れきしをうけつぎながら、  
明日あすに向かってむ伸びゆく豊田市の市民とよたしです。  
市民しみん

- 1 緑みどりをはぐくみ、川かわを大切たいせつにして、  
豊かな自然ゆた しぜんを愛あいしましょう。
- 1 スポーツしたに親しみ、教養きょうようを高たかめて、  
文化ぶんかの向上こうじょうにつとめましょう。
- 1 元氣げんきで働はたらき、若い力わかをそだてて、  
幸しあわせな家庭かていをつくりましょう。
- 1 互たがいに助たすけあい、心こころの輪わをひろげて、  
あたたかい町まちをつくりましょう。
- 1 いのちを尊とうとび、きまりをまもって、  
住すみよい社会しゃかいをつくりましょう。

(昭和53年3月1日制定)



「市民の誓いシンボルマーク」(平成18年制定)  
「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の5項目を明るいラインで表し、実践活動を通じて、わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって育て伸ばそう」という意味を表しています。



# 地域安全情報

令和8年



## 金属が狙われています！

豊田警察署管内ではタイヤ(ホイール)や銅線、グレーチング(金属製の側溝蓋)等の金属の窃盗被害が多く発生しています。

令和8年6月10日現在までの豊田警察署管内での金属の窃盗被害割合

タイヤ (ホイール) 54件

銅線 37件

グレーチング等  
22件

### 今からでもできる対策

- 隠せる物は外から見えない場所で保管する。
- 鍵のかかる場所、又は物自体に鍵をかけて簡単に移動できないようにする。
- 場所に応じて、防犯カメラやセンサーライト等の防犯機器の設置を検討する。



## 熱中症にご注意を！



全国的にも夏本番の季節になり、気温も常に30℃を超える日が増えることから、熱中症による体調不良等にはより一層の注意が必要になります。

### 【毎日やるべき熱中症予防対策例】

- ・夜更かしを避け、睡眠時間を十分に確保する。
- ・朝食は必ずとる（水分と塩分の補給になる）。
- ・こまめに水分、塩分補給をする。
- ・無理をせず、こまめに休憩をとる。

※ 現在愛知県警察でも、現場で活動する制服警察官の暑熱対策のためサングラスの着用、水分の携行等を実施しています。ご理解のほど宜しくお願い致します。



豊田警察署HP →  
地域安全情報などを  
掲載しています



愛知県警 採用HP →  
警察官・警察職員の  
採用情報はこちらから



愛知県豊田警察署



「安心」して暮らせる「安全」な愛知に向けて

# 地域安全対策ニュース

NO. 24

令和8年6月10日



愛知県警察本部  
生活安全総務課

## 令和8年5月末(暫定値)犯罪発生状況

	刑法犯 総数	侵入盗	主な侵入盗手口			自動車盗	自転車盗	性犯罪	
			住宅対象 侵入盗	事務所荒し	出店荒し				
認知件数 (件)	24,190	1,189	509	62	158	248	5,320	380	
増減(件)	+2,261	-162	-50	-40	-29	-319	+668	+84	
増減比(%)	+10.3%	-12.0%	-8.9%	-39.2%	-15.5%	-56.3%	+14.4%	+28.4%	
特殊詐欺 (認知件数)		特殊詐欺 (被害額)							
認知件数 (件)	1,870	1,052	818	被害額 (円)	約165億2,148万	約60億6,007万	約104億6,140万		
増減(件)	+739	+319	+420	増減(円)	+約94億8,644万	+約34億9,978万	+約59億8,665万		
増減比(%)	+65.3%	+43.5%	+105.5%	増減比(%)	+134.8%	+136.7%	+133.8%		

※令和8年4月から、SNS型投資、ロマンス詐欺を特殊詐欺の一手口として位置づけ。

※性犯罪は不同意性交等罪及び不同意わいせつ罪の合計 ※増減・増減比は前年同期比

※特殊詐欺は組織犯罪特別捜査課による集計 ※被害額はキャッシュカード手渡し型被害による事後引き出し額を含む(千円以下切捨)



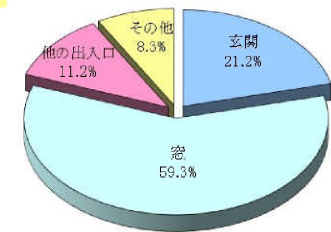
### Topics

## 防犯は「窓」からを徹底！！



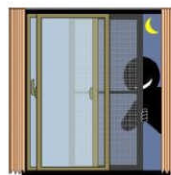
ドロボウの多くは「窓」から侵入しています。  
暑い時期は、換気・通気のために開けている「窓」  
がねられています！！

侵入場所R8.5末(暫定)



### 防犯のポイント

- 就寝時はすべての窓を閉め、施錠！  
上げ下げ窓付きの勝手口は、ドア部分の施錠だけでなく、窓部分の施錠を必ずしましょう。
- 小窓やルーバー窓も侵入口に！  
面格子や補助錠、ストッパーなどで対策をしましょう。
- 二階や高い場所の窓も確実に施錠！  
足場に使用されそうな物は庭先に置かないようにしましょう。
- エアコン等を上手に活用して熱中症対策を！



### 空き家の管理徹底を！

空き家のドロボウ被害が多発しています。

- ・利活用や処分を検討。
- ・物置としての活用は危険！
- ・空き家に金品を置かない！

## 7月豊田市地区区長会日程表

番号	自治区	開催日	曜日	時間	場所	交番・駐在	係
1	崇化館	7月8日	水	13:30	交流館	駅前	1
2	梅坪台	7月14日	火	17:00	交流館	梅坪	1
3	浄水	7月4日	土	9:30	交流館	保見	3
4	朝日丘	7月1日	水	10:00	交流館	朝日丘	3
5	逢妻	7月9日	木	19:00	交流館	宮口	駐在
6	高橋	7月14日	火	19:00	交流館	高橋	1
7	美里	7月12日	日	14:30	交流館	御立	2
8	益富	7月5日	日	16:00	交流館	益富	1
9	豊南	7月1日	水	17:00	交流館	豊田	3
10	末野原	7月5日	日	14:30	交流館	末野原	1
11	上郷	7月3日	金	18:30	交流館	上郷	2
12	竜神	7月8日	水	17:30	交流館	土橋	1
13	若林	6月26日	金	17:00	交流館	若林	1
14	前林	7月10日	金	18:30	交流館	高岡	3
15	若園	7月31日	金	13:30	交流館	若林	3
16	猿投台	7月10日	金	17:30	交流館	猿投台	3
17	井郷	7月1日	水	10:00	交流館	猿投台	3
18	猿投	7月11日	土	13:00	交流館	加納	駐在
19	保見	7月10日	金	18:30	交流館	大畑	駐在
20	石野	7月2日	木	19:00	交流館	広瀬	駐在
21	松平	7月10日	金	18:00	交流館	王滝	駐在
22	藤岡	7月1日	水	19:00	交流館	藤岡	3
23	藤岡南	7月2日	木	18:00	交流館	藤岡	1
24	小原	7月3日	金	18:00	支所	大坂	駐在
25	足助	7月7日	火	18:30	支所	明川	足助署
26	下山	7月7日	火	14:00	交流館	黒坂	足助署
27	旭	7月7日	火	14:00	交流館	杉本	足助署
28	稲武	7月7日	火	18:00	支所	御所貝津	足助署

変更・その他連絡がありましたら、下記までご連絡願います。

豊田警察署 地域課 地域安全担当官 坂本 連絡先 0565(35)0110 内線295  
 足助警察署 地域課 地域安全担当官 早水 連絡先 0565(62)0110 内線294

自治区長 様

(社福) 豊田市社会福祉協議会  
会 長 安 田 明 弘  
( 公 印 省 略 )

**介護・障がい福祉サービス  
仕事体験・見学会ポスター掲示について（依頼）**

日頃は、本会の諸事業に格別なるご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。本会で実施しております、「介護・障がい福祉サービス仕事体験・見学会」について、より多くの市民の皆様にご案内いただくためポスターを作成いたしました。

つきましては、区内等に掲示いただけますようご配慮をよろしくお願い申し上げます。

記

1 掲示依頼品 「介護・障がい福祉サービスの仕事体験・見学会」ポスター

2 送付部数 1部

3 掲示期間 令和8年7月1日（水）～令和8年12月26日（土）

なお、大変お手数をおかけしますが、掲示期間が過ぎましたら、ポスターを破棄していただくようお願い申し上げます。

《連絡先》

豊田市社会福祉協議会 つながり応援課 佐藤

〒471-0877 豊田市錦町1-1-1（豊田市福祉センター2階）

電話：(0565)31-1294 FAX：(0565)33-2346

メール：vc@toyota-shakyo.jp ※日・月曜日、祝日はお休みです。

介護・障がい福祉サービスの

人の役に立つ  
仕事を、  
見て・体験して  
感じてみよう!



# 仕事体験・見学会



## 体験コース

● 介護・介助者と一緒に仕事を体験します

### 業務体験の例

利用者との交流、掃除、食事のお手伝いなど

ヘルパー体験のみ

日当の支給あり!

介護・障がい福祉サービスの仕事経験がある方、未経験の方。

どなたでもご参加いただけます!

## 見学コース

● 介護・介助者について現場を見学します

はじめての方(資格・経験がない)におすすめです!

すべてのサービスをご体験・ご見学いただけます!



訪問介護(ヘルパー)



デイサービス



入所介護



グループホーム



障がい福祉サービスなど...

## 体験・見学の詳細

	体験コース		見学コース
サービス種別	ヘルパー(個人宅を訪問するサービス)	ヘルパー以外の全種別	全種別
資格	初任者研修を修了した者 (申込時点で受講中であり修了見込みの者)	不問	不問
内容	現場の補助的業務		現場の見学
体験・見学事業所	受入事業所の中から1事業所を選択	受入事業所の中から最大6事業所 (1サービス種別あたり1事業所まで)	受入事業所の中から最大6事業所
	体験・見学先は豊田市内の事業所になります。ご希望に応じて受入事業所をマッチングさせていただきます。		
日数	最長6日間	最長6日間	最長6日間
日当	1日あたり3,600円	なし	なし

### 申込期間

令和8年6月2日(火)～  
令和8年12月26日(土)

※上記の期間内であれば、いつでも申込みを受付けています。

### 体験・見学期間

令和8年6月2日(火)～  
令和9年2月27日(土)

※実際に体験・見学いただく詳細日時については、上記の期間で、参加者と事業所の希望日時を事務局で調整し、決定させていただきます。

## 申込方法

### 電子申請

二次元コードへアクセスし、申込フォームから必要事項を入力して送信してください。



職場体験申込フォーム

### 電子申請以外

豊田市社会福祉協議会ホームページ(インフォメーション)より職場体験・見学申込書(様式2)をダウンロードの上、必要事項を記入し、身分証明書(運転免許証など)の写しと一緒に下記のいずれかの方法で提出いただくこともできます。

提出方法 持参・郵送・FAX・Eメール(ファイル添付)

持参・送付先 〒471-0877 豊田市錦町1-1-1(日・月・祝日休み)

FAX送付先 0565-33-2346 Eメール送付先 vc@toyota-shakyo.jp

問合せ

社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会

〒471-0877 豊田市錦町1-1-1 TEL:0565-31-1294 FAX:0565-33-2346

✉vc@toyota-shakyo.jp

社会福祉協議会HP



令和 8 年 6 月 2 4 日

## 第 5 9 回豊田おいでんまつり開催時期について

### 1 経緯

- ・近年、全国的に夏季の気温上昇が顕著であり、**猛暑日が多発**するなど、熱中症リスクが急激に高まり、屋外イベントの安全確保が課題となっている。
- ・令和 6 年度から「**熱中症特別警戒アラート**」が新設され、WBGT（暑さ指数）35 以上が予測される場合には、屋外イベントの中止・延期が強く求められ、令和 7 年度には「改正労働安全衛生規則」が施行され、事業者<sup>1</sup>に熱中症対策が義務付けされるなど、**熱中症対策の規制が強化**された。
- ・本まつりは来場者が多く、長時間の屋外活動を伴うため、**子ども、高齢者、出演者、スタッフなど多様な参加者の安全確保が最優先課題**となっている。
- ・夏季開催を継続した場合、熱中症リスクの増大に加え、アラート発表時にはイベント中止判断が避けられず、安定的な運営が困難となっている。
- ・こうした社会状況や制度変更を踏まえ、**開催時期変更を検討**し始め、**関係団体等と意見聴取**を行ってきた。

### 2 第 5 9 回豊田おいでんまつり日程

日 程： 総踊り 令和 9 年 1 0 月 3 0 日（土）

花火大会 令和 9 年 1 0 月 3 1 日（日）

#### 【理由】

- ☞ 10 月末は、暑さ指数（WBGT）が大きく低下し、熱中症リスクが緩和される。
  - ・熱中症患者の減少、スタッフ負担軽減
- ☞ 台風シーズン（7 月～9 月）を避け、天候リスクを最小化。
  - ・中止の可能性が低下し、安定した運営が可能。
- ☞ 全国の大型花火大会や市内大型イベント等と重複しておらず、出演者・観覧者が確保しやすい。
  - ・大規模イベントの競合が少なく、市内及び広域からの集客が期待できる。
  - ※一方で、地域行事や秋祭り等との日程調整は必要。
- ☞ 日没が早く、花火の開始・終了時間を前倒しできる。
  - ・打上げ時間の確保・交通対策に有利。
- ☞ 「夏祭り」としての季節的イメージは変わるものの、**来場者等の安全確保を最優先**

### 3 その他

- ・時期変更に伴う、マイタウンおいでんの開催時期については、各マイタウン実行委員会の意見を踏まえ、調整・協議していく。（10 月頃 方針決定予定）

「令和7年度総務委員会 自治区の課題及び負担軽減策に関する検討結果」への回答

令和8年6月24日  
地域活躍部地域交流課

資料3

項目	問題点	市に改善・見直しを求めるもの	豊田市回答	担当課	自治区・区長会で取り組めること
1.工事申請 (システム含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路情報や写真撮影、現地確認など申請準備に手間と時間がかかり、負担が大きい</li> <li>・デジタル化しても申請後の対応が遅い、進捗や優先順位が不明、完了報告がない</li> <li>・県と市の間でたらい回しにされ手続きが進まない</li> <li>・システムのUIが使いづらく、利用するのに勉強が必要</li> </ul>	(1) ) 初心者でも使えるようシステムのUIや手引の見直し	初心者でも使いやすいシステムとなるよう、引き続きシステムの見直しを行うとともにわかりやすい手引きの作成に努めます。	地域交流課	(A) 【市区長会】 ・市議と情報を共有し、対応の促進を要望していく
		(2) 進捗状況、優先順位、対応結果の詳細がわかるようシステム改善	公表していない理由は、以下のとおりです。 ・進捗詳細は、個人情報保護や誤解防止に加え、件数が多く、地権者との調整など外部要因の影響も大きいため、更新や管理が困難であること。 ・優先順位は、要望内容が多岐にわたることに加え、災害対応や緊急案件の発生により変動すること。 ・「今年度対応予定」および「翌年度以降対応予定」の案件については、優先的に対応を進める案件としてご理解ください。 ・対応結果は、誤解防止および業務負担軽減の観点から、必要最小限の掲載としていること。 今後も自治区の皆様に分かりやすい情報提供に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。なお、ご不明な点がございましたら、お問い合わせいただければその都度回答いたします。	工事担当課 (道路維持課)	
		(3) スマホから位置情報付きで直接申請する機能の導入	当該システムの導入については、性能面および費用面の観点から実現は困難です。 なお、道路損傷通報システム（LINE通報）ではスマホから位置情報含んだ通報が可能です。道路の通行に支障がある案件（道路陥没・水道漏水・下水マンホール損傷など）については、LINE通報を活用してください。 また、特に緊急を要する案件については、電話での通報をお願いします。	工事担当課 (道路維持課)	
		(4) 次年度繰越案件は再申請せずに自動継続処理	案件の性質や対応方法により取扱いが異なるため、一律の自動継続運用は行っておりません。 以下は、再申請が不要な場合および必要となる場合の一例です。 ・当該年度内に対応できなかった案件については、翌年度以降に対応するものとし、原則として再申請は不要である。ただし、予算計上や内容確認が必要な場合、または要望から実施までに複数年を要する場合には、継続の意思や要望内容を確認するため、申請書の提出を求めることがある。 ・草刈り等の毎年度発生する案件については、毎年度の必要性や現地状況を確認する必要があるため、継続実施の場合でも申請が必要である。	工事担当課 (道路維持課)	
		(5) 県・国との関連申請も市の窓口で一括対応	再申請が必要となる案件については、申請事務の効率化のため、過去の申請書内容を複写できる機能の付加を検討します。	地域交流課	
		(6) 警察関連（道路標識など）が迅速に対応されるよう市から働きかけ	国・県に関連する申請の進捗状況の管理については、愛知県との協議の結果、市窓口での対応はできません。国・県の受付窓口について、進捗管理システム上で問い合わせ先を確認できるように見直しを検討します。	地域交流課	
2.自治区の役員選任・組織体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働く世代が忙しく高齢者も多いため、役員選任が困難</li> <li>・会議、回覧、行事の準備が多く現役世代の協力が得にくい</li> <li>・区長報酬など役員、事務員の待遇が悪い</li> <li>・選任できない場合、区長が多くの役を兼任して多忙になり、後任が見つからない</li> </ul>	(1) 区長、役員、事務員の報酬の増額や補助制度の整備	自治区への依頼事務に係る人件費の高騰を考慮し、令和8年度から地域振興事務交付金を見直しました。なお、区長等自治区役員の報酬に対する補助等はできません。	地域交流課	【自治区】 (A) ・各自治区の実情に応じて輪番制などの役員選出方法の導入について検討する。特に、区長の選任方法は、副区長からとするなど規約で定める。
		(2) 市職員OBが区長など役員を担えるよう周知・支援	市職員の退職時に自治区活動等への参画等に関する周知を行います。	地域交流課	【自治区】 (B) ・区民に理解を得られるよう増額根拠・理由や周辺自治区の状況を整理し、区長主導で提案して規約改正を進める。 【自治区】 (C) ・区民からの苦情処理は、区長だけに負担がかからないよう役員含めて役員会として組織的対応を行う。 【地区区長会】 (D) ・各地区区長会、コミュニティ会議での会議削減について検討を進める。
		(3) 市の依頼業務量を削減し、誰でも取り組める体制へ	市からの依頼事務については引き続き削減を進め、自治区の負担軽減に努めます。	地域交流課	(E) 【市区長会】 ・議題がない場合は役員会を中止し、会議削減に努める。
3.区費等徴収	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集金の負担が大きく、何度も訪問が必要</li> <li>・現金の取扱いが負担</li> </ul>	(1) 振込手数料の市による負担、無料化の支援	振込手数料の負担はできません。自治区支援アプリを活用した区費の集金など、負担軽減策について区長会とともに検討を行います。	地域交流課	【自治区】 (A) ・区民に理解を得られるよう増額根拠・理由や周辺自治区の状況を整理し、区長主導で提案して規約改正を進める。
		(2) 社協の会費等のネット支払い化	各団体等に対し支払い方法の見直しについて働きかけます。	地域交流課	【市区長会】 (B) ・引き落としやキャッシュレス納付の導入事例の横展開を推進する。

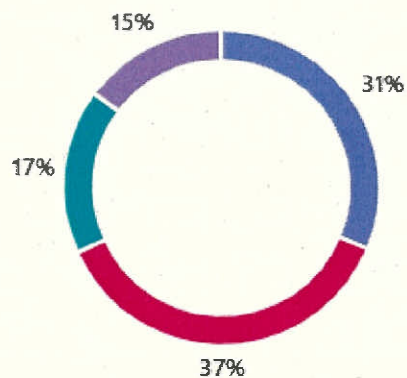
項目	問題点	市に改善・見直しを求めるもの	豊田市回答	担当課	自治区・区長会で取り組めること
4.配布・回覧 (広報含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月2回の配布作業が負担で、組長など現役世代が配布協力しづらい</li> <li>・回覧物が年に何度もあり、内容も多く煩雑でデジタル化が進んでいない</li> <li>・配布物の情報量が多く、必要性の精査が不足</li> </ul>	(1) 紙配布物の電子化・PDF化（ホームページやUSBなど）	区長会を介して依頼する配付・回覧資料については、電子データを豊田市区長会ホームページに掲載いただいています。	地域交流課	<b>【市区長会】</b> (A) ・市からの回覧については4役会と事務局で精査しており、今後も継続して回覧削減に努めます。
		(2) 紙を希望しない世帯への電子配布対応	区長会の取り組み自治区支援アプリの活用等により、電子媒体による情報伝達の推進等に努めます。	地域交流課	
		(3) 紙廃止のインセンティブ制度（ポイント還元等）	紙配付廃止を推進する自治区に対する支援策を検討します。	地域交流課	<b>【市区長会】</b> (B) ・総務委員会（デジタル小会議）において効率化に有効なアプリを選定し、区長会・自治区でのデジタル活用での導入を推進する。
		(4) 市や関係団体の配布物内容の精査と削減	市や関係団体からの配布物については、引き続き区長会役員会と連携して精査・削減に努めます。	地域交流課	
		(5) 広報の紙配布の廃止	配布方法の見直しを検討します。	広報課	
5.各種委員の推薦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員や自治区役員のみならず</li> <li>・民生委員の報酬がない</li> <li>・国勢調査の調査員確保に苦慮</li> </ul>	(1) 民生委員などへの報酬制度の見直し（費用弁償のみ一手当付加）	報酬および手当の支給については、法令上、市として独自に支給することはできません。一方で、費用弁償額の見直しについては、必要性を認識しており、関係部署との協議を進めていきます。	よりそい支援課	(A) <b>【自治区】</b> ・民生委員の負担軽減に向けて自治区も支援を行う。
		(2) 市からの推薦依頼の精査と削減	引き続き、推薦依頼の精査・削減に努めます。区長会役員への委員委嘱については令和8年度から11件の削減を行いました。	地域交流課	(B) <b>【自治区】</b> ・福祉大学出身者などの情報を活用して人材を発掘する。
		(3) 集合住宅の管理会社に対して国勢調査の実施協力	今回の調査に向け、検討します。	(総) 庶務課	(C) <b>【市区長会】</b> ・国勢調査員や民生委員の選出方法を共有する。
		(4) 国勢調査の調査員に市職員の選任増	市職員の選任は調査を重ねるごとに増加しています。大学等との連携を検討するなど、自治区への推薦依頼の削減ができるよう今回の調査に向け、検討します。	(総) 庶務課	<b>【市区長会】</b> (D) ・民生委員を自治区役員（福祉相談役）に選任して手当を支給する等、対応事例を共有する。
		(5) 推薦候補として市職員OB人材の名簿提供と地域奉仕活動参加の促進	個人情報にあたるため市職員OBの名簿提供はできません。市職員の退職時に自治区活動等への参画等に関する周知を行います。	地域交流課	
6.ゴミステーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料費高騰により設置費用が負担金を超過</li> <li>・原材料費では既成品のゴミ箱が設置できない</li> <li>・指定外ごみの不法投棄、カラスなどの被害対策が必要</li> </ul>	(1) 物価上昇に起因した負担金の増額	原材料費高騰に対応するため、令和8年度から支給限度額を増額しました。3月の区長便でも御案内をしていますので、御確認ください。	清掃業務課	<b>【自治区】</b> (A) ・自治区内のマナー啓発活動や清掃・見回り体制を整備する。
		(2) 原材料支給に代えて、既製品ステーションの支給	令和8年度から折り畳みカゴ型のステーションをお配りしています。また、それ以外の既製品ステーションについても支給又は補助できるよう、検討してまいります。	清掃業務課	
		(3) ゴミステーションの土地提供の協力	市有地へのごみステーションの設置については条例や施設の状況を鑑み、引き続き可能な範囲で協力します。	地域交流課	<b>【自治区】</b> (B) ・必要に応じて市の防犯カメラ補助も活用して対策を進める。
		(4) 条例整備による明確なルールの提示	ごみ出しルールは地域によって異なる場合もあり、条例で画一的に決めることは難しいと考えています。	清掃業務課	
		(5) 無料の防犯カメラ設置支援	ごみステーションに設置する場合、防犯カメラではなく監視カメラとしての意味合いが強くなることから、その設置支援は考えていません。自治区から要望がある場合は、市が保有している貸出し用の監視カメラ（16台）を2か月程度設置します。なお、録画画像は市で確認します。	清掃業務課	
7.自治区主催行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準備段階での負担が大きく、イベント頻度が高い（2か月に1回）</li> <li>・打ち合わせ会議の回数も多く、内容も毎年ほぼ同じ</li> </ul>	(1) 助成金の増額（物価高騰への対応）	地域振興事務交付金は市行政への協力事務等に対する交付であるため、自治区主催行事に係る費用については交付しておりません。	地域交流課	(A) <b>【自治区】</b> ・自治区でマニュアル化を進める。 (B) <b>【地区区長会・市区長会】</b> ・マニュアル化の進め方についての情報共有を行う。
		(2) 加入率低下を踏まえた交付金の増額	自治区加入率の低下を踏まえた地域振興事務交付金の増額は、さらなる加入率の低下が懸念されるため行いません。	地域交流課	
8.その他全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治区加入率の低下、自治区への加入を強制できない、自治区加入に何のメリットがあるか説明できない</li> <li>・アパート・マンション等の住民が自治区に未加入</li> <li>・未加入者のごみステーション利用などでトラブル</li> <li>・市からの依頼業務が多く約3割を占めている</li> <li>・自治区役員にデジタル化に対応できる人材がいない</li> <li>・区長会役員会と総務委員会の連携不足</li> </ul>	(1) 市から市民へ自治区への加入促進の働きかけ	区長会と共同で作成する加入促進チラシ作成など、引き続き自治区加入促進について区長会と連携して対応します。	地域交流課	<b>【自治区】</b> (A) ・自治区加入案内資料を活用して、未加入世帯へ加入呼びかけを行う。
		(2) 加入率低下を踏まえた交付金の増額	自治区加入率の低下を踏まえた地域振興事務交付金の増額は、さらなる加入率の低下が懸念されるため行いません。	地域交流課	
		(3) 市が業務依頼する際に負担量を見積もる	自治区への業務依頼にあたっては、業務量を見積り、自治区への過度な負担が生じないように考慮します。また、業務負担に応じた対価の支払い等を検討します。	地域交流課	<b>【市区長会】</b> (B) ・役員会から総務委員会への出席（年2回程度）や総務委員会から役員会への報告、意見交換を行い、連携を強化する。 <b>【市区長会】</b> (C) ・総務委員会（デジタル小会議）において導入が容易なアプリを選定し、区長会・自治区でのデジタル活用での導入を推進する。
		(4) 自治区に依頼せず業者への委託化	自治区負担軽減のため、業者への委託を含め、自治区への依頼事務の削減を進めます。	地域交流課	

# デジタル活用に関する実態調査アンケート結果について

- 実施者：トヨタテクニカルディベロップメント株式会社
- 実施期間：令和8年3月～4月
- 対象：全298自治区のうち236自治区から回答

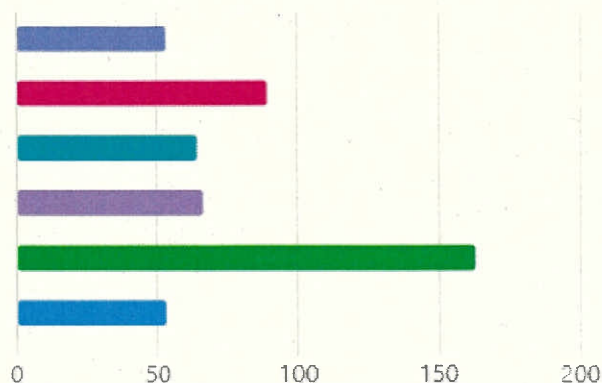
3. Q1. 自治区の世帯数は、どれくらいですか？

● ～100世帯	74
● 101～500世帯	87
● 501～1,000世帯	40
● 1001世帯以上	35



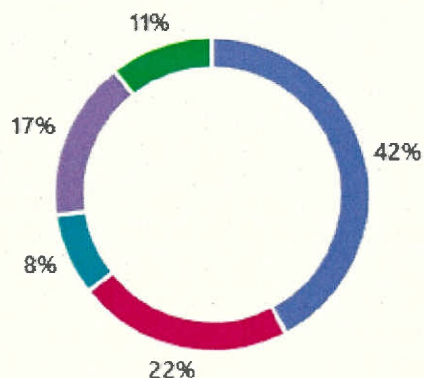
4. Q2. 普段の自治区のお仕事で、「これが大変だなあ」と感じることはありますか？（複数可）

● 回覧板が回りにくい、なかなか戻ってこない	53
● 情報を伝えるのが大変（電話・訪問）	89
● 町内の人の名前や顔がわからなくなってきた	64
● 集金が面倒、間違いが怖い	66
● 役員の人数が少ない・なり手不足	163
● その他	53



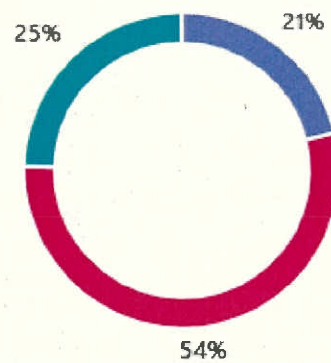
5. Q3. 普段、自治区内の情報はどうやって住民へ伝えていきますか？（複数可）

● 回覧板	225
● 紙のお知らせ	117
● 電話／訪問	45
● LINEやメール	88
● その他	56



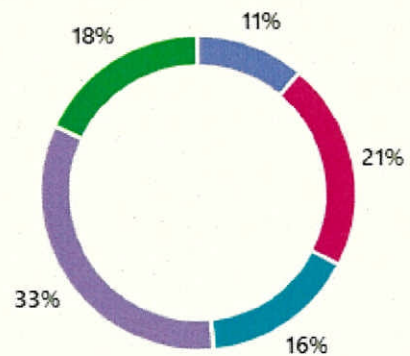
6. Q4. 情報が伝わりにくいと感じたことはありますか？

● よくある	50
● ときどきある	128
● あまりない	58



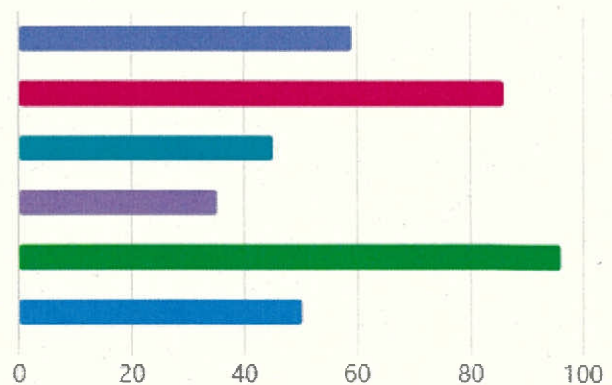
7. Q4で【伝わりにくいと感ずる場面】を教えてください（複数可）

● 回覧が途切れる	37
● 高齢の方に届かない	71
● 細かい日程が伝わりにくい	53
● 緊急時に困る	111
● その他	60



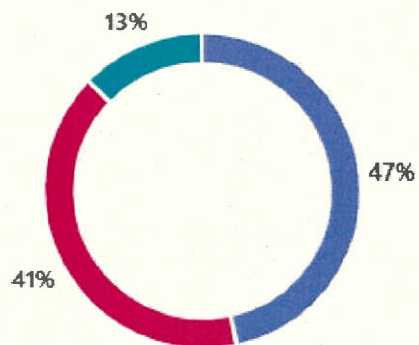
8. Q5. 災害のときに、住民の安否確認はどんな方法でされていますか？（複数可）

● 電話	59
● 訪問して確認	86
● 集会所に集まる	45
● 各世帯安否表示(対ル等)	35
● 特に決まっていない	96
● その他	50



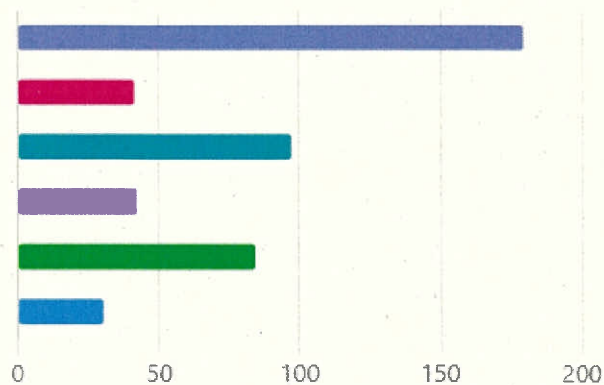
9. Q6. 安否確認で「不安だな」「大変だな」と感じることはありますか？

● ある	110
● ときどきある	96
● ない	30



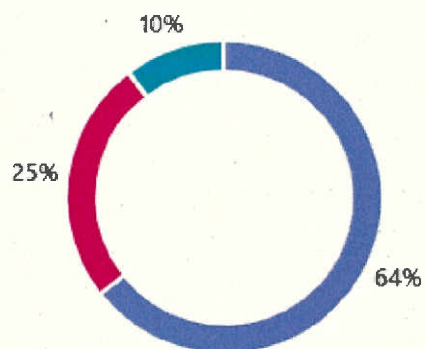
10. Q6で【具体的な不安点】を教えてください（複数可）

● 高齢の一人暮らしが増えて心配	179
● 家を回るのが体力的にしんどい	41
● 人手が足りない	97
● 誰がどこに住んでいるか分かりづらい	42
● 連絡がとれない	84
● その他	30

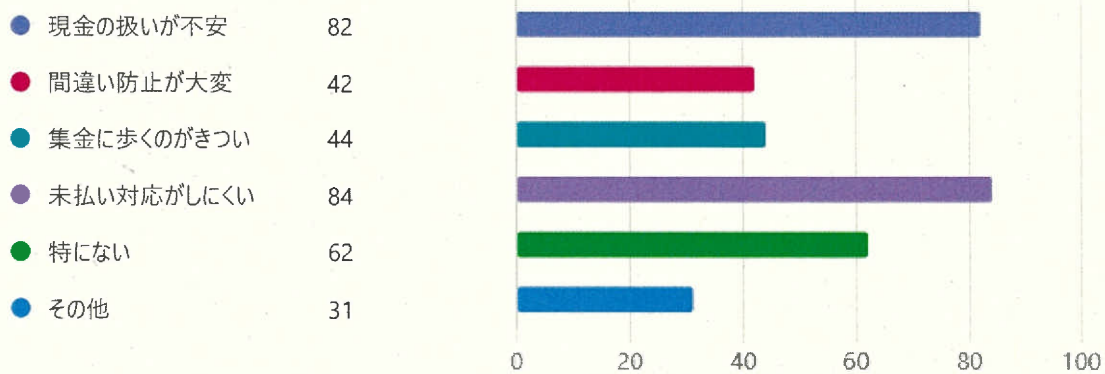


11. Q7. 集金はどうしていますか？（複数可）

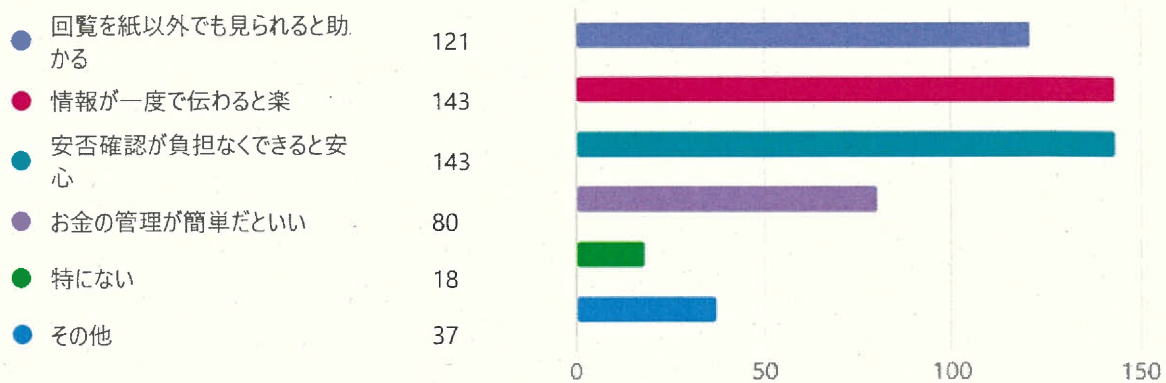
● 現金集金	194
● 振込	76
● その他	31



12. Q8. 集金で困っていることはありますか？（複数可）



13. Q9. 自治区でも「こんなことが楽になるといいな」と思うことはありますか？（複数可）



15. Q11. 今後、自治区を続けていくうえで不安に思うことはありますか？（複数可）

